

**私立学校（個人立及び宗教法人立幼稚園）防犯対策強化事業費補助金
補助事業概要**

1 補助対象園

神奈川県内に設置されている個人立及び宗教法人立の幼稚園

2 補助対象事業

私立幼稚園に通う子どもたちの安全を確保するため、防犯対策として行う施設整備事業

3 補助対象経費

○ 防犯対策工事

安全対策のために行う以下の施設工事等に要する工事費

- ①管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ②安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ③門やフェンス等の設置・改修工事
- ④その他安全対策のために必要と認められる工事（防犯カメラの設置等）

○ 実施設計

補助対象工事に係る設計費

4 補助対象経費基準額・補助率

- (1) 補助対象経費基準額：1園当たり30万円以上1,000万円以下
- (2) 補助率：1/3

5 補助対象期間

補助金交付決定後から令和7年3月31日まで

6 留意事項

- (1) 補助対象経費は1,000万円が上限です。（補助対象経費が1,000万円を超える場合であっても、補助対象経費は1,000万円を上限に補助額を算出します。）
- (2) 本補助金は精算払いで、実績報告書受領後に、補助金の額の確定をし、補助金を支払います。
- (3) 本補助金の振込は、県に振込口座として届出している口座に振込ます。
- (4) 本補助金の書類は、事業完了から10年間保管する必要があります。
- (5) 本補助金で取得した財産の処分（譲渡・交換・貸付・廃棄等）を行う場合、県知事の承認が必要になる場合があるので、事前に県の担当者にご相談ください。